

渋谷区告示第 2 5 0 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、ハイマート渋谷神泉マンション建替組合の設立を認可したので、同法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

ハイマート渋谷神泉マンション建替組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名 称 ハイマート渋谷神泉

（2）敷地の区域

東京都渋谷区神泉町 2 9 番 2 2、2 9 番 1、2 9 番 1 6、2 9 番 1 7

3 施行再建マンションの敷地の区域

東京都渋谷区神泉町 2 9 番 2 2、2 9 番 1、2 9 番 1 6、2 9 番 1 7、
2 9 番 1 8

4 事業施行期間

組合設立認可の日から令和 1 3 年 1 2 月まで

5 事務所の所在地

東京都渋谷区神泉町 9 番 6 号明和地所株式会社開発事業本部内

6 設立認可の年月日

令和 7 年 9 月 2 4 日

7 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

8 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和 7 年 1 0 月 2 3 日